

判決年月日	平成 2 4 年 5 月 9 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事件番号	平成 2 4 年（ネ）第10013号		
○昭和 2 5 年公開の映画等を複製した D V D を輸入し、頒布する行為が、映画会社の著作権を侵害するものとみなされ、輸入頒布した者に少なくとも過失があったことを前提として、著作権者の著作権使用料相当額の損害が 1 0 8 万円であると認定した事例			

（関連条文）民法709条，旧著作権法（昭和45年法律第48号による改正前のもの）3条，6条，著作権法113条1項1号

本件は，X（原告・被控訴人・上告人）が，Y（被告・控訴人・被上告人）に対し，Yが映画のDVD（本件商品）を輸入し，頒布する行為について，昭和25年公開の本件映画1ないし3に係るXの著作権を侵害すると主張して，①著作権法112条に基づき，本件商品の製造，輸入及び頒布の差止め並びに本件商品及びその原版の廃棄を求めるとともに，②民法709条，著作権法114条3項に基づき，損害賠償金1350万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成20年5月21日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

第1審は，上記①の請求を認容し，上記②のうち，108万円及びこれに対する平成20年5月21日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度でこれを認容し，その余を棄却する旨の判決を言い渡した。Yがこれを不服として控訴したところ，差戻前控訴審は，上記①に係る控訴を棄却し，上記②については，Yに過失がないとして第1審判決を取り消し，上記部分に係るXの請求を棄却する旨の判決を言い渡した。Xがこれを不服として上告受理を申し立てたところ，最高裁判所は，上告を受理した上，Yの上記行為について，Yが本件各映画の著作権の存続期間が満了したと誤信していたとしても，Yに少なくとも過失があったというほかはないとして，上記②に係る部分を破棄し，「損害等について審理させるため」知的財産高等裁判所に差し戻す旨の判決を言い渡した。

本判決は，その差戻審であるところ，Yは，差戻前控訴審判決に対し上告又は上告受理申立てをしておらず，上記①に係る部分は，最高裁判決の言渡しとともに確定したから，差戻審である当審の審理の対象は，上記②に係る部分（ただし，第1審判決が認容した金額が不服の限度）であり，また，最高裁判決は，本件商品を輸入し，頒布するYの上記行為について，Yに少なくとも過失があったことを破棄の理由としているから，その旨の判断は当審を拘束するとした上，以下のとおり判示して，上記②に係る部分についての本件控訴を棄却した。

「本件各映画には、本件各監督の個性が発揮され、本件各監督が、それぞれ本件各映画の制作に、監督として相当程度関与し、本件各映画の全体的形成に創作的に寄与した者といえることができる。

そして、本件各監督とXとの間に著作権譲渡についての契約書はないが、…Xが本件各映画の利用許諾等による対価を得た場合、本件各監督に対し追加報酬を支払い、また、Xが放送への利用許諾等をした際には、協同組合日本映画監督協会を通じて本件各監督等に対しその旨を連絡していることに照らすと、Xは本件各監督を本件各映画の著作者（の1人）として処遇し、遅くとも本件各映画が公開された頃までには、本件各監督がX又は新東宝に対し、自己に生じた著作権を譲渡したものと推認することができる。…

したがって、遅くとも本件各映画が公開された頃には、新東宝は、本件映画1及び3の著作権を、Xは、本件映画2の著作権を、それぞれ単独で有していたものと認められる。

そして、新東宝は、Xに対し、昭和38年4月20日、本件映画1及び3の著作権を譲渡したから、Xは、本件各映画の著作権を単独で有しているものと認められる。

なお、本件各監督が本件各映画の著作者であったのであるから、本件各映画の保護期間は、未だ満了していない。」

「Yが本件各映画を複製した本件商品を輸入し、頒布する行為は、Xの著作権を侵害するものとみなされ（著作権法113条1項1号）、前記のとおり、Yに少なくとも過失があったというべきであるから、Xには、当該著作権の使用料相当額の損害が生じたものと認められる。

したがって、Yは、Xに対し、著作権侵害による損害賠償を支払うべきである。」

「本件商品には、1本当たり1800円の価格が付されている。本件商品1本当たりの使用料相当額は、小売価格の約20%に相当する額である。本件各映画に係る本件商品は、それぞれ1000本ずつ（合計3000本）輸入されたことは、Yにおいて自認するところである。…したがって、本件各映画の使用料相当額は、以下のとおり、108万円となる。

（計算式） $1800円 \times 0.2 \times 3000本 = 108万円$ 」